

令和7年に実施する卒業生監事及び卒業生評議員並びに卒業生理事選出選挙

実 施 要 項

令和7年7月に就任する学校法人東京医科大学の卒業生監事・卒業生評議員・卒業生理事を選出するための選挙実施要項を下記のとおり取り決める。

■総括事項

1. 「一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会卒業生監事及び卒業生評議員並びに卒業生理事選考規程」及び「一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会選挙管理委員会規定」に定める規程に則り選挙を実施する。更に、標題選挙の実施を円滑に進めるため、以下の細目を定める。

■細目事項

1. 候補者届出事項

- (1) 届出は所定の用紙に限り、同窓会事務局まで請求する。事務局は請求された候補者に用紙を郵送する。
- (2) 同窓会ホームページにて候補者届のダウンロードも可。
- (3) 受付期間：令和7年3月17日（月）～3月31日（月）
締切期日到着厳守。但し、土曜・日曜・祝日は受け付けることはできない。
- (4) 受付方法：同窓会事務局（受付時間：午前9時～午後5時）へ本人持参または簡易書留にて郵送されたものを受理する。
- (5) 上記届出要項は東京医大同窓会新聞臨時号に於いて公示文として掲載する。
- (6) 候補者届の請求並びに提出先

【候補者届請求先】

- ①メールアドレス tmcdoso@tokyo-med.ac.jp (候補者届出用紙の請求のみ)
- ②電 話 03-3342-6222 内線5375
FAX 03-3344-5733

【候補者届提出先】

- ①郵送の場合
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-7-1
一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会 選挙管理委員会宛
- ②持参の場合
東京医大同窓会事務局
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-2 新宿国際ビルデ

ィング2階

(7) 候補者届の受理と候補者名簿について

期日締切後、選挙管理委員会は立候補者全員の立候補要件を確認し、要件を満たす場合には速やかに立候補者に立候補届受理の旨を報告すると共に、立候補者名簿を作成（受付順に列記）する。

2. 立候補者の資格について

(1) 卒業生監事立候補者の資格要件

- ①東京医科大学、東京医科大学大学院を卒業又は修了した者
- ②同窓会費を納入している者（候補者届提出時点において令和3年度より令和6年度まで4年連続して会費を納入している者）
- ③就任する時の年齢が30歳以上75歳未満の者
- ④一定の社会的評価を得られるキャリアを有する者
- ⑤学校法人東京医科大学の卒業生又は学生に対し、誇りと自負を高揚させる評価の高い社会活動を行っている者
- ⑥学校法人東京医科大学に対する愛校心と倫理観が極めて強いと認められる者
- ⑦学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者
- ⑧学校法人東京医科大学コンプライアンス指針「V」に掲げる要件を過去に遵守しており、また、今後も遵守する者

(2) 卒業生監事立候補者の資格を有しない者

- ①2期連続もしくは通算2期にわたって監事であった者
- ②学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
- ③学校法人東京医科大学において解雇処分を受けたことがある者
- ④選挙管理委員会委員長及び委員
- ⑤卒業生評議員または理事選出選挙に立候補している者
- ⑥就任する時において学校法人東京医科大学の職員

(3) 卒業生評議員立候補者の資格要件

- ①東京医科大学、東京医科大学大学院を卒業又は修了した者
- ②同窓会費を納入している者（候補者届提出時点において令和3年度より令和6年度まで4年連続して会費を納入している者）
- ③就任する時の年齢が30歳以上75歳未満の者
- ④一定の社会的評価を得られるキャリアを有する者
- ⑤学校法人東京医科大学の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- ⑥学校法人東京医科大学コンプライアンス指針「V」に掲げる要件を過去に遵守しており、また、今後も遵守する者

- (4) 卒業生評議員立候補者の資格を有しない者
- ① 2期連続もしくは通算2期にわたって評議員であった者
 - ② 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
 - ③ 学校法人東京医科大学において解雇処分を受けたことがある者
 - ④ 選挙管理委員会委員長及び委員
 - ⑤ 卒業生監事または理事選出選挙に立候補している者
 - ⑥ 就任する時において学校法人東京医科大学の専任職員
- (5) 卒業生理事立候補者の資格要件
- ① 東京医科大学、東京医科大学大学院を卒業又は修了した者
 - ② 同窓会費を納入している者（候補者届提出時点において令和3年度より令和6年度まで4年連続して会費を納入している者）
 - ③ 就任する時の年齢が30歳以上75歳未満の者
 - ④ 一定の社会的評価を得られるキャリアを有する者
 - ⑤ 学校法人東京医科大学を運営するために必要な知識又は経験及び学校法人東京医科大学の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者
 - ⑥ 学校法人東京医科大学コンプライアンス指針「V」に掲げる要件を過去に遵守しており、また、今後も遵守する者
- (6) 卒業生理事立候補者の資格を有しない者
- ① 2期連続もしくは通算2期にわたって理事であった者
 - ② 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
 - ③ 学校法人東京医科大学において解雇処分を受けたことがある者
 - ④ 選挙管理委員会委員長及び委員
 - ⑤ 卒業生監事または評議員選出選挙に立候補している者

【参考】学校法人東京医科大学コンプライアンス指針

V 社会良識による自省

役員及び教職員は、様々な場において常に自省し、社会の良識とかけ離れないように努めます。

1. その行動は、法令に背いてないか。
2. その行動は、本学の建学・理念、規程に背いてないか。
3. その行動は、社会良識や倫理に背いてないか。
4. その行動は、透明かつ公明正大か。
5. その行動は、事実をゆがめてないか。
6. その行動は、社会の要請に適切に応えているか。

3. 候補者届の様式及び記載事例について

- (1) 卒業生監事候補者届 同記載見本
- (2) 卒業生評議員候補者届 同記載見本

(3) 卒業生理事候補者届 同記載見本

4. 選挙権を与える条件

- (1) 当法人定款に定める正会員（社員）に該当する者であり、日本国内に居住している者。
- (2) 令和5・6年両年度同窓会費を令和7年3月31日（月）までに納入している者。

5. 立候補者紹介の選挙公報について

- (1) 選挙公報は選挙管理委員会委員長名をもって東京医大同窓会新聞に掲載し、全会員に公示する。
- (2) 様式は、立候補者から提出される「候補者届」を原稿にする。

6. 選挙人への投票用紙送付予定日

候補者が確定し、投票用紙の発送が可能となる令和7年4月25日頃に同窓会に登録してある住所に普通郵便をもって送付する。

7. 投票のあり方について

- (1) 単記・無記名投票を採用する。
- (2) 投票用紙は候補者名が印刷された投票用紙を使用する。

8. 投票用紙の取り扱いについて

- (1) 投票用紙の締切日は令和7年5月9日（金）消印有効とする。
- (2) 無記名投票を確実なものにするため、二重封筒制（内封筒・外封筒）を採用する。
- (3) 投票用紙は投票者自身が内封筒に入れた後、更に投票用紙送付用封筒（外封筒）に封入し、返送する。
- (4) 投票用紙送付用封筒（外封筒）には、住所、氏名、卒業年を記載する。
- (5) 投票用紙の着信時には、選挙台帳に受付日を記入し、着信件数を管理する。
- (6) 投票用紙の保管は同窓会事務所で厳重に管理する。

9. 開票時の対応について

- (1) 選挙管理委員会が立会人2名の見守りのもとで開封する。立会人は選挙管理委員会委員長が指名する。
- (2) 選考規程第19条（1）～（6）に該当する投票用紙は無効とする。
- (3) 投票用紙に疑義が生じた時は、委員が合議し、委員長が最終判断をする。
- (4) 開封時に応援要員が必要と思われる時は、委員会が適宜対処する。

10. 候補者の推薦について

- (1) 選挙管理委員長が各候補者の得票数を添え同窓会理事会に報告、同窓会理事会が推薦者を決定する。
- (2) 推薦者数については定数プラス若干名とし、性別の多様性を確保する。

11. 開票結果の報告について

- (1) 選挙管理委員会委員長は、選挙結果を同窓会理事会へ報告する。

12. 選挙管理委員会の業務について

- (1) 候補者届の様式決定
- (2) 候補者届の受付期間の決定
- (3) 東京医大同窓会新聞への候補者届公示
- (4) 候補者届の受理並びに記載事項の確認
- (5) 受理された候補者届の保管
- (6) 候補者名簿の作成
- (7) 選挙公報の作成
- (8) 選挙台帳の作成
- (9) 投票用紙の様式決定、保存管理
- (10) 選挙資格者への投票用紙の発送
- (11) 投票された投票用紙の保管、管理
- (12) 投票用紙の集計
- (13) 無効票、疑義票の判断
- (14) 当選者、補欠者の決定
- (15) 当選者名簿、補欠者名簿の作成
- (16) 同窓会理事会への選挙経過及び選挙結果の報告
- (17) 総会における選挙結果の報告
- (18) 直接選挙の実施に係わる文書の保存、管理
- (19) 投票用紙の集計に係わる文書の保存、管理
- (20) その他、直接選挙の実施、投票用紙の集計に関する一切の事務処理並びに管理

13. その他

- (1) 選挙権の基準日：令和7年3月31日
- (2) 候補者届の提出状況に係わる問い合わせに対しては、開示はしない。
- (3) 選挙権の問い合わせ及び名簿(選挙台帳)の閲覧について
 - ・令和7年4月4日から同年4月10日の間、同窓会ホームページ内会員専用ページにて閲覧可能とする。最終日の午後5時をもって終了となる。
 - ・閲覧については個人情報保護法、個人情報保護規程を遵守する。